

介護保険事業者における事故等の発生時の報告取扱い標準例

1 報告対象事業者

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「介護保険指定事業者等」という。）が行う介護保険適用サービスとする。ただし、有料老人ホームや養護老人ホーム等の介護保険指定事業者等以外においても、可能な限りこの標準例に従い報告を行うこととする。

2 報告の範囲

「1 報告対象事業者」で示した事業者（以下「各事業者」という。）は、次の（1）から（4）に該当する事故等が発生した場合は、市への報告を行うこととする。ただし、報告を要さない事例についても、必要に応じて事業所内で原因の分析や対策について検討し、再発防止に努めること。

（1）サービスの提供による、利用者のけが又は死亡事故の発生

注1）「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。また、居宅の通所・入所及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービス提供中」に含まれるものとする。

注2）けがの程度については、医療機関（施設の勤務医を含む）で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡をしておいた方がよいと判断されるものについては、市へ報告すること。

注3）事業者側の過失の有無は問わない。利用者の自己過失によるけがであっても、注2に該当する場合は報告すること。

注4）利用者が病気により死亡した場合でも、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは市へ報告すること。

（2）食中毒及び感染症、結核の発生

注）食中毒・感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1・2・3類とする。）・結核についてサービス提供に関連して発生したと認められる場合は、市へ報告すること。

なお、その他関連する法律等に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

※以下のア～ウに該当する場合は、別途福祉保健所及び市に届出が必要なことに留意してください。四万十市には福祉保健所と同じ様式を提出してください。

（「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日厚労省老健局長通知）に係る届出）

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者

の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(3) 職員の法令違反・不祥事の発生

注) 利用者の処遇に影響があるもの(例 利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失等)や誤薬事故について報告すること。

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生。

3 報告の手順

(1) 第一報

事故等発生後、各事業者は遅くとも5日以内に市へ別紙報告書又は電話により報告すること。

※メール又はファックスで報告する場合はプライバシーに配慮すること。

(2) 第二報以降

事故処理の経過についても、別紙報告書又は電話により適宜報告すること。ただし、最終報告までに1か月以上かかる事が見込まれる場合は、事故から1か月たった時点で、別紙報告書により途中経過を報告すること。

(3) 最終報告

事故処理の区切りがついたところで、別紙報告書で報告すること。

4 報告先

各事業者は、2で定める事故が発生した場合、3の手順により、被保険者の属する保険者(市町村)及び事業所・施設が所在する保険者(市町村)双方に連絡すること。

※四万十市担当課(高齢者支援課 介護保険係)

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地

電話 0880-34-1165 FAX 0880-34-0567